

■ 特定薬剤治療管理料1 ■

- 特定薬剤治療管理料1は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。
- 同一の患者につき特定薬剤治療管理料を算定すべき測定及び計画的な治療管理を月2回以上行った場合においては、特定薬剤治療管理料は1回に限り算定することとし、第1回の測定及び計画的な治療管理を行ったときに算定する。
- 本管理料には、薬剤の血中濃度測定、当該血中濃度測定に係る採血及び測定結果に基づく投与量の管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうちに2回以上血中濃度を測定した場合であっても、それに係る費用は別に算定できない。ただし、別の疾患に対して別の薬剤を投与した場合(例 てんかんに対する抗てんかん剤と気管支喘息に対するテオフィリン製剤の両方を投与する場合)及び同一疾患について同一の区分に該当しない薬剤を投与した場合(例 発作性上室性頻脈に対してジギタリス製剤及び不整脈用剤を投与した場合)はそれぞれ算定できる。
- 薬剤の血中濃度、治療計画の要点を診療録に記載する。

対象薬剤	検査項目	対象疾患	初回月 *1	2～3カ月	4カ月以降
ジギタリス製剤	ジゴキシン	心疾患	470点 + 280点	470点	235点
		重症うつ血性心不全 (急速飽和 *3 を行った場合)	740点(急速飽和完了日、1回に限る)		
テオフィリン製剤	テオフィリン	気管支喘息、喘息性(様)気管支炎、慢性気管支炎、肺気腫、未熟児無呼吸発作	470点 + 280点	470点	235点
不整脈用剤	プロカインアミド、アプリンジン、ジソピラミド、リドカイン、ピルジカイニド、プロパフェノン、メキシレチン、フレカイニド、キニジン、シベンゾリン、アミオダロン、ビルメノール、ベプリジル、ソタロール	不整脈 [継続的に投与]	470点 + 280点	470点	235点
抗てんかん剤	フェノバルビタール、ニトラゼパム、プリミドン、ジアゼパム、フェニトイン、遊離フェニトイン、カルバマゼピン、ゾニサミド、エトスクシミド、アセタゾラミド、クロバザム、バルプロ酸、遊離バルプロ酸、トリメタジオン、クロナゼパム、スルチアム、ガバペンチン、レベチラセタム、トピラマート、ラモトリギン、ペランパネル、ルフィナミド	てんかん *4	470点 + 280点	470点	
		てんかん重積状態 (全身性けいれん発作重積状態)	740点 (重積状態の消失日、1回に限る)		
	カルバマゼピン、バルプロ酸、遊離バルプロ酸	躁うつ病又は躁病	470点 + 280点	470点	
	バルプロ酸、遊離バルプロ酸	片頭痛		470点	235点
アミノ配糖体抗生物質	ゲンタマイシン、アミカシン、トブラマイシン、アルベカシン	(入院患者に数日間以上投与)	470点 + 280点	470点	235点
グリコペプチド系抗生物質	バンコマイシン、テイコブラニン				
トリアゾール系抗真菌剤等	ボリコナゾール	重症又は難治性真菌感染症又は造血幹細胞移植(造血幹細胞移植の患者にあつては深在性真菌症の予防を目的とするものに限る)(入院患者に数日間以上投与)			
免疫抑制剤	シクロスポリン、タクロリムス水和物	臓器移植後(拒否反応の抑制)	470点 + 2,740点 *2	470点	
	シクロスポリン	ベーチェット病(活動性・難治性眼症状を有するもの)、その他の非感染性ぶどう膜炎(既存治療で効果不十分で、視力低下のおそれのある活動性の中間部又は後部の非感染性ぶどう膜炎に限る。)、再生不良性貧血、赤芽球癆、尋常性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症、関節症性乾癬、全身型重症筋無力症、アトピー性皮膚炎(既存の治療で十分な効果が得られない患者に限る)、ネフローゼ症候群	470点 + 280点	470点	
	タクロリムス水和物	全身型重症筋無力症、関節リウマチ、ループス腎炎、潰瘍性大腸炎、間質性肺炎(多発性筋炎又は皮膚筋炎に合併するものに限る。)			
サリチル酸系製剤	サリチル酸	若年性関節リウマチ、リウマチ熱、慢性関節リウマチ [継続的に投与]	470点 + 280点	470点	235点
メトトレキサート	メトトレキサート	悪性腫瘍	470点 + 280点	470点	235点
ハロペリドール製剤 プロムペリドール製剤	ハロペリドール プロムペリドール	統合失調症	470点 + 280点	470点	235点
リチウム製剤	リチウム	躁うつ病	470点 + 280点	470点	235点
イマチニブ	イマチニブ	当該薬剤の適応疾患(慢性骨髄性白血病など)	470点 + 280点	470点	235点

*1 免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者以外の患者に対して、特定薬剤治療管理に係る薬剤の投与を行った場合は、1回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、所定点数に280点を加算する。なお、初回月加算は、投与中の薬剤の安定した血中至適濃度を得るため頻回の測定が行われる初回月に限り、280点を加算できるものであり、薬剤を変更した場合においては算定できない。

- *2臓器移植後の患者に対して、免疫抑制剤の投与を行った場合は、臓器移植を行った日の属する月を含め3月に限り、所定点数に2,740点を加算する。
- *3急速飽和とは、重症うっ血性心不全の患者に対して2日間程度のうちに数回にわたりジキタリス製剤を投与し、治療効果が得られる濃度にまで到達させることをいう。
- *4てんかんの患者であって、2種類以上の抗てんかん剤を投与されているものについて、同一暦月に血中の複数の抗てんかん剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、当該管理を行った月において、2回に限り所定点数を算定できる。